

～水害にあったときに～「被災住宅応急復旧研修会」

令和4年台風第15号における 相談対応について



ひ さ ぽ

被災者支援情報さぽとページ



ひさぽ で検索！
支援制度のツールは
ここからすべて
ダウンロードできます



みらいちゃん



はなたろう



まもるくん

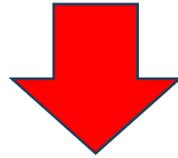
日弁連 災害復興支援委員会 副委員長
静岡県弁護士会 災害対策委員会



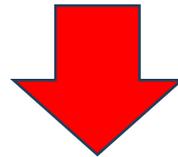
弁護士・防災士 永野 海

(今日の流れ)

台風15号でどのような相談が弁護士
や建築士などの専門家に寄せられたか



水害後の在宅避難生活の実態と
支援制度を活用した住まいの修繕



建築技術者の皆さんに知ってほしい
罹災証明の判定変更のポイント

静岡県災害対策士業連絡会



被災者支援のために平成15年8月に設立 12団体が加盟

- **法律** 弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会
- **建築** 建築士会、建築士事務所協会、日本建築家協会
- **税務** 税理士会、公認会計士協会
- **不動産** 土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会
- **技術** 日本技術士会

士業連絡会が現地相談を実施した災害

- 令和元年台風19号（東日本台風）
- 令和3年熱海土石流災害
- 令和4年台風15号
- 令和5年台風2号

この5年間で4回も現地相談が必要になる災害が発生しました

令和元年台風15号支援（相談支援継続中）



弁護士会実施の
電話無料相談

相談対応件数

約250件



士業連絡会実施の
役所内無料相談

相談対応件数

約1100件



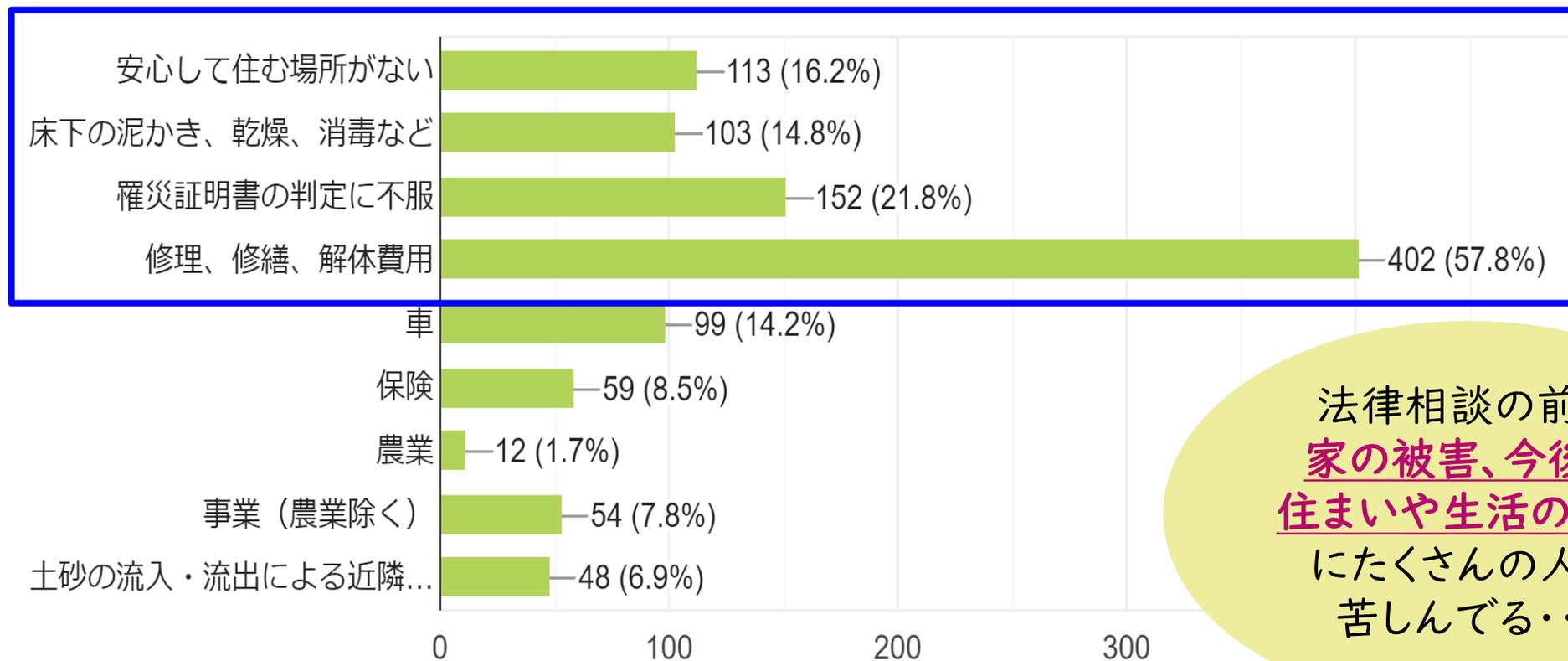
被災地区での
説明会・相談会

参加いただいた被災者数

約250名

令和4年台風15号（静岡） 多かった相談は何か

困っていることの大分類（複数選択可） ※ あてはまるものがない場合は飛ばしてください
696件の回答



ご相談トップ4

法律相談の前に
家の被害、今後の
住まいや生活の問題
にたくさんの方が
苦しんでる...

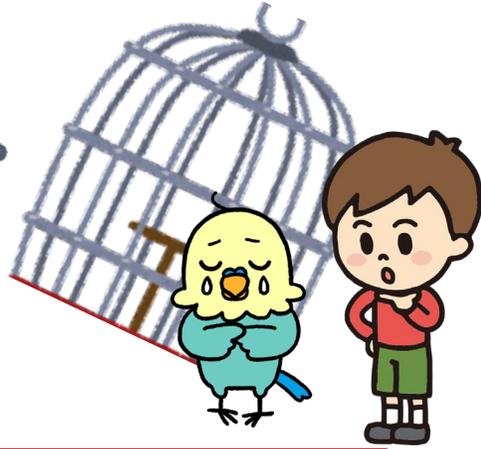


出典：令和4年台風15号での静岡県災害対策士業連絡会及び静岡県弁護士会による被災者相談の統計データ

住まい再建までの道のり



ある日突然
自宅が被災



当面の住まい
確保の問題

修理？
建替え？
引越し？



最終的な住まい
再建方法
を考える



住まいの再建



修理完了



賃借物件の契約



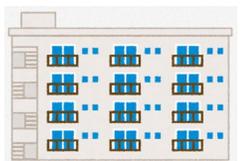
家の新築・購入



引越し



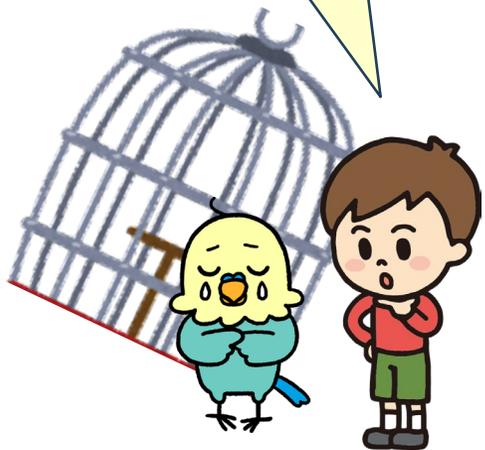
災害を機に
高齢者施設へ



公営住宅

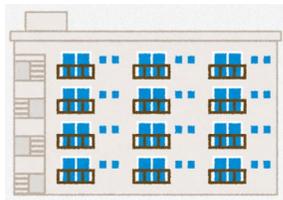
被災後 危険な在宅避難が主流になる原因

避難所もなぜか閉鎖されてしまっていて使えないね…



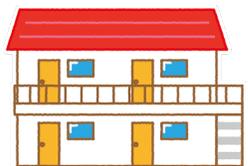
避難の選択肢

公営住宅の一時入居



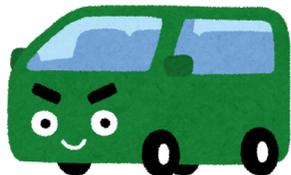
- ・数が少ない
- ・場所が遠い
- ・上層階に上れない
- ・ペット禁止

応急仮設住宅 (特にみなし仮設)



- ・提供自体、災害次第で不透明
- ・提供されても遅く、間に合わない

車中泊や知人・親せき宅



- ・肉体的、精神的負担
- ・数日から1週間程度が限界



その結果

浸水した家での過酷な生活を選ぶほかない (在宅避難)

災害関連死リスク 増加

危険

水害で被災

在宅避難者の住まい再建と支援



浸水した家
での過酷な
生活を選ぶ
ほかない
(在宅避難)

被災直後

家財廃棄・泥だし
清掃・乾燥^{など}



ボランティア
の支援がある

その後

建物の修理・
応急対応



ボランティア
の支援が乏しい

在宅避難者の 住まい修理と 支援制度



り災証明の判定が上がると
支援金額が増えるのか

もらった罹災証明書の種類

- 大規模
半壊
- 中規模
半壊
- 半壊
- 準半壊
- 一部
損壊

応急修理制度
(災害救助法)

基礎支援金
(被災者生活再建支援法)

加算支援金
(被災者生活再建支援法)

合計
(支援の合計)

70.6万円 + 50万円 + 100万円 = 220.6万円

70.6万円 + なし + 50万円 = 120.6万円

70.6万円 + なし + なし = 70.6万円

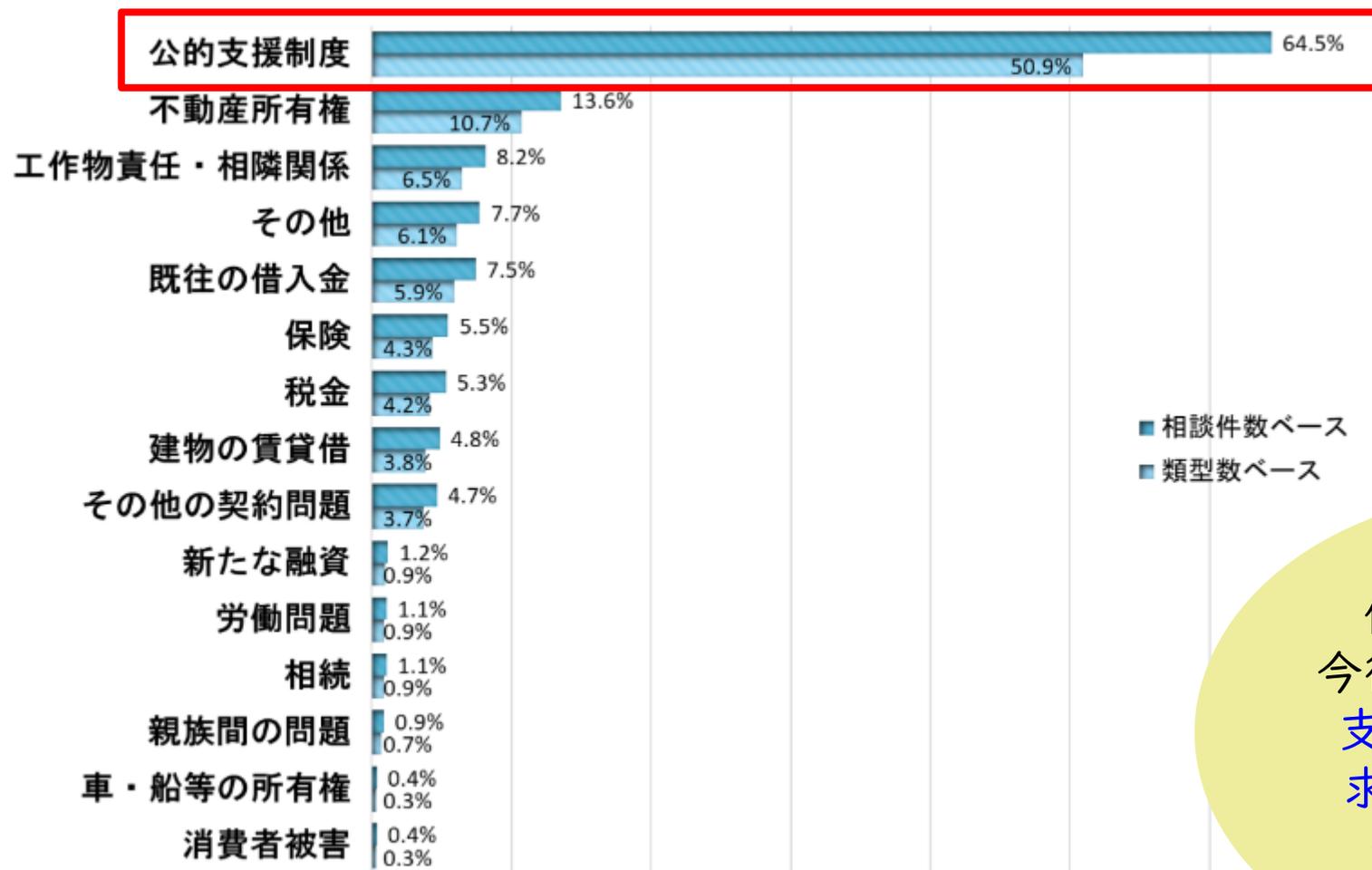
34.3万円 + なし + なし = 34.3万円

なし + なし + なし = なし

注) 被災者生活再建支援金は
単身世帯は右表の4分の3の金額

専門家相談 | 1100件の相談に対する助言の多くは公的支援制度

1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース: **n=1,114**² / 類型数ベース: n=1,410]



専門家が対応した相談・助言の圧倒的1位

住宅の修理など今後の再建のための支援制度の情報を求める人がいかに多いかわかるね



出典「令和4年台風15号災害無料相談 相談データ集計分析結果 2023年4月 静岡県弁護士会 (分析協力: 第二東京弁護士会・鈴木秀昌弁護士) に筆者加筆

ひさぼ(支援情報サイト)を知っていますか？



NHKの「避難生活&住宅再建ガイドブック」
(共同制作)でも「ひさぼ」が掲載されています



「ひさぼ」で検索!
被災者支援情報さぼーとページ



住宅再建ロードマップも掲載

これらのツールは全て内閣府
が制作した「災害ケースマネ
ジメント実施の手引き」にも
掲載されています

支援制度を確認する
ツールの存在だけでも
知って下さい!



ステップ 1

被災者支援カード(おもて)



とくに大切な9つの
被災者支援制度だけでも
ざっと眺める!

ステップ 2

被災者支援カード(うら)



その人の罹災証明で
使えるような支援制度を
ざっと確認する!

ステップ 3

被災者支援チェックリスト



そのほかにも、使える
支援制度がないか
ざっとチェックする!

持家を修理 (住まいの再建ロードマップ)

ロードマップ作製に際しては、特定非営利活動法人YNFの江崎太郎さん、災害対応NPO MFPの松山文紀さんに助言いただきました



赤字

…支援制度

救

…災害救助法が適用されたとき

※ 災害援護資金貸付は都道府県内に救助法の適用自治体が1つでもあればOK

※ 被災ローン減免制度は、国内にその災害に関する救助法の適用自治体が1つでもあればOK

支

…被災者生活再建支援法が適用されたとき

※ この法律が適用されない場合でも同様の支援金を給付する独自の制度がある都道府県が複数ある

災害直後

修理の実施準備など

修理の実施



※ 応急修理制度を使うと、
①修理完了後や
②発災後6か月経過後は
応急仮設住宅(みなし仮設住宅)に入れなくなる可能性があります

修理のロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている場合



被害程度	義援金	借金減免	貸付	さまざま	修理補助	住まい	支援金	災害復興住宅融資	支援金	税金減免
大規模半壊	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 実質どちらかを選択	対象になることが多い	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	100 (単身75)	確定申告
中規模半壊	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 実質どちらかを選択	対象になることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択	50 (単身37.5)	確定申告
半壊	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	上限170 さらに増額も	自治体の発表を確認	70.6 実質どちらかを選択	対象になることが多い		上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告
準半壊	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	家財の3分の1以上の損害あれば150	自治体の発表を確認	34.3			上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告
一部損壊	自治体の発表を確認	条件満たせば使える	家財の3分の1以上の損害あれば150	自治体の発表を確認				上限1200 (評価の6割) どちらかを選択		確定申告



実際の修理では、たとえば半壊被害でも500万円～1000万円程度の修理額になっている例も多い



もらった罹災証明書の種類

大規模半壊	支援合計	220.6万円
中規模半壊		120.6万円
半壊		70.6万円
準半壊		34.3万円
一部損壊		なし

全く修理金額に足りない！

そこで



応急修理制度での修理方法を工夫したり

あるいは

「住宅QQ案件」と名付けた最低限の生活空間を作るためのボランティアスキームを試したり

支援が必要な方の住宅の応急復旧は 令和4年台風15号の被災者支援にあたる皆様へ

キューキュー
「住宅QQ案件」でポラセンに！

技術系ボランティア団体による自宅の緊急の応急復旧支援(ケースに応じて助言又は簡易な修繕等)を、「住宅QQ案件」と称して、ボランティアセンターを通じて支援が必要な方に届けましょう！

協力・写真提供 鳳組関東 (代表 小林)
TEL: [redacted] Facebook [QR code]

「住宅QQ案件」 = 原則①～④を全てみたく案件

できるだけ本人任せにせず、担当者(支援者)から、本人の同意をとって、静岡市災害ボランティアセンターに「住宅QQ案件」と伝えた上で、その場で繋いでください。

- ① 静岡市内
- ② 高齢の方や障がいがある方、ひきこもりの方など、福祉の支援が必要な方(ボランティアセンター=社協を経由することでその後の適切な福祉にも繋がります)
- ③ 自宅が被災して緊急に応急復旧が必要な方(特に平屋の床上浸水。賃貸物件もOK)
※ 助言で終わるか簡易な修繕までするかは、現場を見ての判断となります
- ④ 生活保護など、経済的に困窮し、自力での応急復旧が困難な方

応急修理制度

(災害救助法の適用が必要)

**応急修理制度
(災害救助法)**

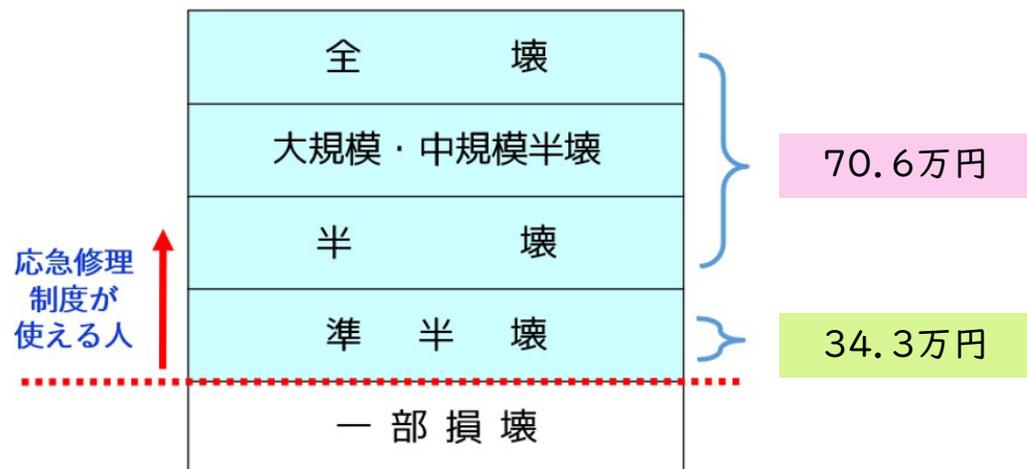


大規模半壊・半壊の世帯
70.6万円 (2023)
準半壊の世帯
34.3万円

窓口
自治体

誰に
準半壊以上の、り災証明をもらった世帯
(使うと修理後は仮設住宅に入れない)

業者に修理を頼む前に自治体に相談



(使える対象箇所は?Q&A) *内閣府防災担当Q&A参考

Q 使える対象の基本は?

居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な箇所

Q エコキュート、給湯器は?

浸水により壊れていれば対象。エアコン室外機はNG

Q 破損なくても床上浸水による汚泥堆積で、悪臭ごとれなかったり、カビが生えるなどの場合は?

汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象となる。

Q 畳の交換は対象か?

畳だけの交換だとNG。床も一緒に交換ならOK

Q 修理に伴い廃棄するものの処分費用は対象か?

対象となる

Q 畳をフローリングに交換するのは?

OK (ただし、床暖房などの追加設備は自己負担)

Q 床下の断熱材の交換は?

対象となる

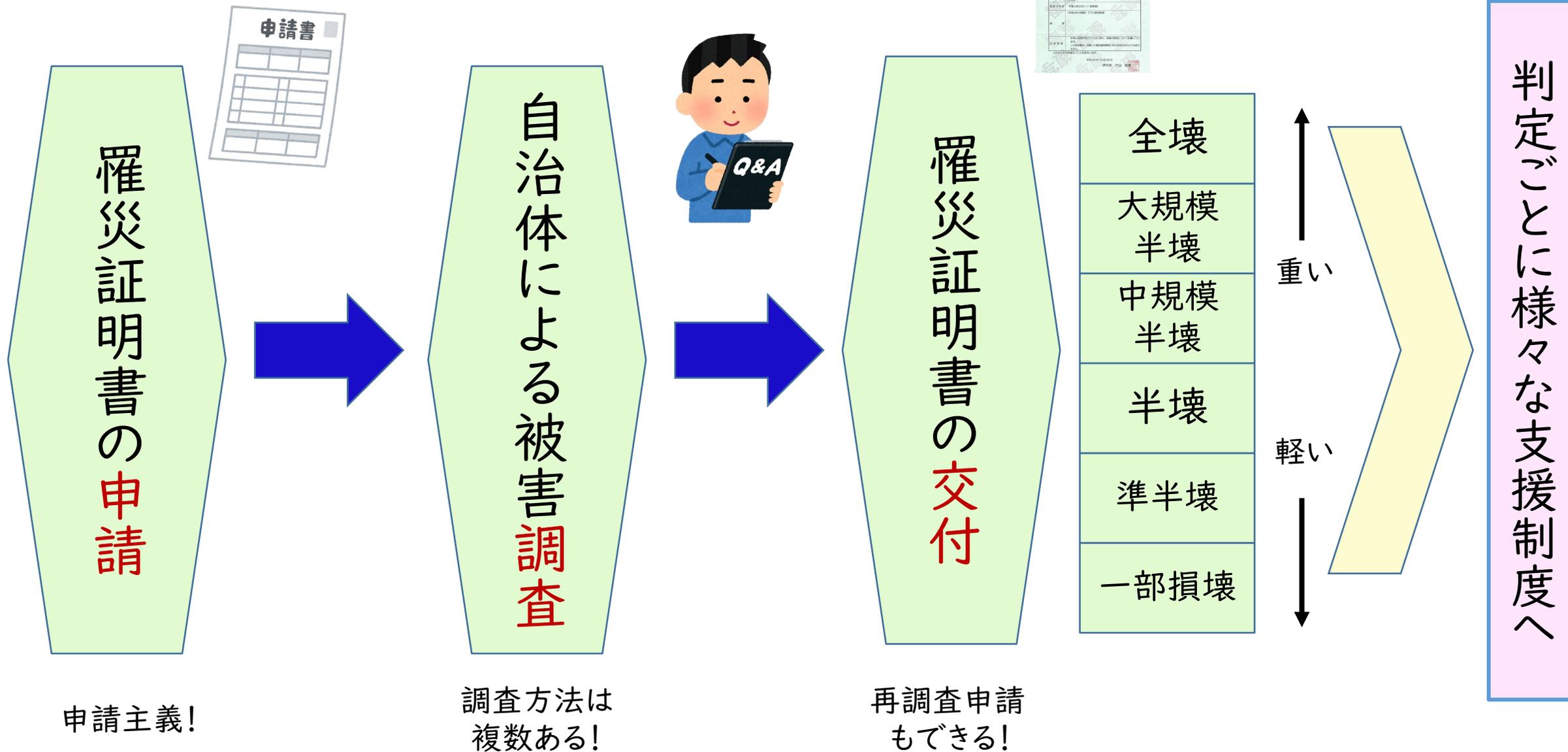
Q 浸水した床・壁の修繕は? (断熱材、石膏ボードの張替など)

対象となる

Q ドア、ふすま、障子などは?

浸水で損壊していればOK (ふすま、障子の張替だけならNG)

使える支援制度はもらった罹災証明書でだいたい決まる



水災の場合の罹災証明の調査方法(木造・プレハブ・2階建)

浸水被害

+

外壁などが損傷しているか？
土石流や、堤防決壊などの「外力」で

はい

右の「**第一次調査**」で判定

いいえ

右の「**第二次調査**」で判定

出典「水害にあったときに」

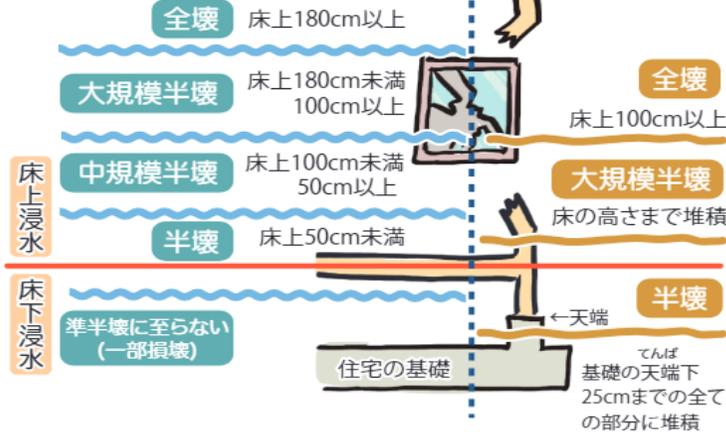
河川の氾濫などで浸水した場合の基準

※あくまで目安です

土砂崩れなどで、住家および周辺に一律に土砂などが堆積した場合の基準

条件 水流や漂流物などにより一定程度の損傷がある場合

浸水した箇所の最も浅い部分が、



片づけたり、痕跡が消えてしまう前に、**あらゆる場所を写真・動画で撮影**



全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
50点以上	40~49	30~39	20~29	10~19	9点以下

判定が高くなるほど、**修理に使える金額が増える**

↑ 準半壊から半壊になると600万円ほど支援が増えることも

罹災証明書の判定には再調査も申請できる!

基本、建物の壊れ具合を100点満点で調査して点数ごとに判定が決まる



100点満点の壊れ度テスト
↓ 建物の部位ごとに点数がふってある

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱 (又は耐力壁)	15 %
床 (階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具 襖、ドア、サッシ、障子など	15 %
基礎	10 %
設備 水回り、給湯器など	10 %

丸印は水害時にとくにポイントとなる部位

自分の点数が書いた調査票は自治体によってはコピーをもらえます(少なくとも調査結果の点数を聞きましょう)



特に、床や建具、内壁、設備などに注意。浸水で交換が必要なのに、低い点数しかついていないようなら再調査申請を検討。

修理見積書での専門家の所見記載、理由記載がとても大切になります。



認定がおかしいと思ったらこの内閣府の判定基準と照らし合わせてみる



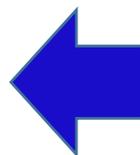
床のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

<表 床（階段を含む。）（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 床と壁との間にわずかなずれが生じている。 床仕上・畳に損傷が見られる。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 床板の継目に隙間が生じている。 束が束石よりわずかにずれている。 床仕上・畳に著しい損傷が見られる。 浸水により床板の汚損が見られる。 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 床板にずれ、若干の不陸が見られる。 束が束石から数cmずれている。 土台が柱からわずかにずれている。 土台が基礎からわずかにずれている。 床仕上、畳の大部分に著しい損傷が生じている。 浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 床板に著しい不陸、折損が見られる。 束が束石から脱落している。 土台が柱から著しくずれている。 土台が基礎から著しくずれている。 階段がずれている。 床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。）。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての床板に著しい不陸が見られる。 全ての土台、柱、束が基礎、束石等から脱落している。 大引、根太の大部分が落下している。 階段がはずれている。 	100%



この手引きを形式的にあてはめると
見てすぐわかるような物理的損傷がない場合は、
 ほとんど損壊評価がされない
 (=点数がつかない =罹災証明書の判定が低くなる)

ポイント①

床の部材の性質や断熱材などの存在により
 浸水後再利用できず**経済的効用を喪失し**
全面交換しないといけない場合

➡ その旨を修理見積書に書いて（建築士意見書も可）、**IVやVで評価**するよう再調査申請

ポイント②

この規定（IVに**できる**）の最大活用。実際に床を
 上げているか、ではなく、その**必要があるか**をみる

建具のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）

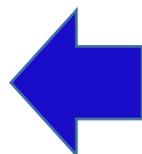


内閣府HP

<表 建具（構成比15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)	100%

この手引きを形式的にあてはめると
見てすぐわかるような物理的損傷がない場合は、
ほとんど損壊評価がされない
(=点数がつかない =罹災証明書の判定が低くなる)



ポイント①

床のときと同様、建具の部材の性質などにより
浸水後再利用できず経済的効用を喪失し交換し
ないといけな場合(その時点の見た目は関係ない!)

➡ その旨を修理見積書に書いて(建築士意見書も可)、Vで評価するよう再調査申請

ポイント②

全体の何割がVになるかを示す必要があるので、
面倒でも、1階の建具の個数を調査票から数え
そのうち使えない建具の数を示す

例) 10個の建具のうち5個がVの損壊=50%

内壁のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

<表 内壁（構成比10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> ・塗り壁隅角部におずかなひび割れが生じている。 ・内壁合板におずかなずれが生じている。 ・ボードの目地部におずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・タイルの目地に亀裂が生じている。 ・ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・タイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。 ・柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ・ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 ・浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・浸水により壁クロス汚損・表面劣化・剥離等が見られる。（下地材の交換を要しない程度） ・浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁合板に剥離、脱落が見られる。 ・タイルが剥落している。 ・ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての仕上材が脱落している（見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。）。 ・下地材の損傷が生じている。 ・浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。（再使用が不可能な程度） ・浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

ポイント①

この内閣府のマニュアル文言を最大限活用！
特に中の断熱材（グラスウール）が吸水した場合
再利用できません。全面交換になるので、全面が
Vで評価される必要あり。

ポイント②

上と共通しますが、床上10cmでも浸水した場合、
内壁の全面積（100%）を損壊したとして判定する自治体も普通に存在
（一部でも損壊した場合、内壁は全面交換せざるを得ないという理由と、断熱材を通じて実際の浸水よりも上まで水が上ることなどが理由です）

※以下のような被害が見られる場合には、再使用が不可能な程度（損傷程度V）とし、内壁面全面を損傷面積としてとることとする。

- ・内壁面へ汚泥の付着など相当な汚損が見られ、内壁内部まで吸水している場合
- ・内壁面に、浸水痕とは別に、吸水等によるシミ・汚損・カビ等がみられる場合

設備のポイント 罹災証明の判定調査（住家被害認定調査）



内閣府HP

2-9. 設備

(1) 調査箇所

水廻りの衛生設備、構造物と一体でないベランダ等の設備（システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス、配管の取り付け口等）

(2) 主な損傷

- ・設備本体の損壊、配管の折損、はずれ等
- ・浸水による設備の機能損失等

(3) 損傷の判定

個別の設備の損傷状況に応じて、100%の範囲内で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する（再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。）。
- ・水廻りの衛生設備（浴室及び台所の設備を除く。）、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する（全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。）。



ポイント

全体に非常にわかりにくいですが
単純に

浴室

=再利用不可で交換必要なら**3点**

キッチン

=再利用不可で交換必要なら**3点**

（特にシステムキッチンは合板部分が
浸水後交換不可避になります）

※なお、修繕必要だが再利用可能なら**2点**
汚損や配管詰まりは**1点**

その他 トイレ、給湯器、ベランダなどそれぞれ

1点ずつつけられて、

最大10点まで損壊評価がつけられる

(例) 浴室の設備に、業者による修理が必要な程度の損傷があり、トイレの便器に再使用不可能な程度の著しい損傷があった場合

$$\begin{aligned} \text{損傷率} &= (\text{浴室の設備の損傷率}) + (\text{その他の設備の損傷率}) \\ &= 20\% + 10\% = 30\% \end{aligned}$$

住家被害認定調査票		調査票番号	主要階		その他階	計
水害 木造・プレハブ 第2次A-3		202106200212	床 (1) 0.7	(2) 0.3		1.0
			屋根 (3) 0.5	(4) 0.5		1.0
10 10%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	1		
	程度I	0 0 0 0 1 1				
	程度II	0 0 1 1 2 2 3	計×(1)			
	程度III	0 1 2 3 4 5				
	程度IV	1 2 3 5 6 8				
程度V	1 2 4 6 8 10				0.7	
11 10%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	10		
	程度I	0 0 0 0 1 1				
	程度II	0 0 1 1 2 2 3	計×(1)			
	程度III	1 1 2 3 4 5				
	程度IV	1 2 3 5 6 8				
程度V	1 2 4 6 8 10				7	
12 10%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	5		
	程度I	0 0 0 0 1 1				
	程度II	0 1 1 2 2 3	計×(1)			
	程度III	1 1 2 3 4 5				
	程度IV	1 2 3 5 6 8				
程度V	1 2 4 6 8 10				35	
13 15%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	2		
	程度I	0 0 0 1 1 1				
	程度II	0 1 2 2 3 4	計×(1)			
	程度III	1 2 3 5 6 8				
	程度IV	1 2 5 7 9 11				
程度V	2 3 6 9 12 15				1.4	
14 15%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	0		
	程度I	0 0 0 1 1 1				
	程度II	0 1 2 2 3 4	計×(3)			
	程度III	1 2 3 5 6 8				
	程度IV	1 2 5 7 9 11				
程度V	2 3 6 9 12 15				0	
15 5%	面積率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	0		
	程度I	0 0 0 0 0 0				
	程度II	0 0 1 1 1 1	計×(1)			
	程度III	0 1 1 2 2 3				
	程度IV	0 1 2 2 3 4				
程度V	1 1 2 3 4 5				0	
16 15%	枚数率	無被害 0 0 0 0 0 0	計	4		
	程度I	0 0 1 1 1 2				
	程度II	0 1 2 2 3 4	計×(1)			
	程度III	0 1 3 5 6 8				
	程度IV	1 2 5 7 9 11				
程度V	2 3 6 9 12 15				2.8	
17 10%	設備	浴室 (3%以内)	1% 配管の寸等 2% バスフタの割れ等 その他階 3% 再使用が不可能	その他 (左記以外の水回り)	1% 配管のズレ等 2% 再使用が不可能だが大きく破損 その他階 3% 再使用が不可能	4
	台所 (3%以内)	1% 配管のズレ等 2% 再使用が不可能だが大きく破損 その他階 3% 再使用が不可能	0	0	0	

主要階

その他階

建具	枚数率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	
16 15%	程度I	0	0	1	1	1	2	計×(1)
	程度II	0	1	2	2	3	4	
15%	程度III	1	2	3	5	6	8	B
	程度IV	1	2	5	7	9	11	
	程度V	2	3	6	9	12	15	

・「主要階」と「その他階」の外観・内壁・床・柱・屋根・天井・建具の各項目について、被害程度(無被害~程度V)と面積率が判定されている(↑の建具だと、主要階は程度Iが10%+60%=70%、程度IIIが10%+20%=30%の判定。その他階は無被害100%。面積率は合計すると各階必ず100%になるはず。)

※ 主要階…「1階もしくは1階以外の階で台所・食堂・居間の全てを有する階」

・○で囲まれた数字を合計した「計」に、主要階の建具であれば表の右上の主要階の床面積率0.7を掛けると、その項目の**基礎点数(b)**になる(建具 1+1+2=計4 ×0.7=2.8)

※ 面積率は、外壁・内壁・床・柱・天井・建具は「床」の面積率を、屋根は「屋根」の面積率を掛ける。

9	面積率	主要階		その他階	計
		床 (1) 0.7	(2) 0.3		
	屋根 (3) 0.5	(4) 0.5		1.0	

※ 「設備」は面積率を掛けない(浴室最大3点、台所最大3点、その他最大4点で、主要階とその他階とで配点する)

※ ここからさらに調整→次ページへ

住家被害認定調査票

調査票番号 202106200212

調査日 令和3年6月20日

調査時 16:30 ~ 17:30

調査員 ぼうさい たろう / ふっこう はなこ

所在地 ××××× △番地-〇

世帯主 ▲▲▲▲ ▲▲▲▲

住家 住家である(居住のために使用されている)

配置状況

非住家(納屋) 住家

戸建て1~2階建てで外力による一定以上の損傷が発生している場合
 戸建ての1~2階建てでない場合
 判定した住家の範囲が分かるように記載

4 外観
 住家全部が倒壊
 住家の一部の階が全部倒壊
 一見して住家全部が流失
 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、基礎直下の地盤が流出・陥没

5 傾斜
 測定箇所 (1) (2) (3) (4) 平均値
 水平距離 (cm) 0.2 0.1 0.1 0.2 0.15
 6cm以上 (下げ振り)

6 躯体 柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上である 損傷率 X

7 基礎
 外力等 0 ① 2 4 6 7 計 2
 汚泥付着 0 1 (床下に汚泥が堆積している。)

【損害割合算出表】

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合 a>i→d a<=i→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B**	C**	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+D×a→)	
外壁	10	0.7	0	1	0.875	0	1	
内壁	10	7	0	7	8.75	0	9	
床(階敷)	10	3.5	0	4	4.375	0	4	
基礎	10	「7.基礎」の損害割合		2				
柱(又は耐力壁)	15	1.4	0	1	1.75	0	2	
屋根	15	0	0	0	0	0	0	
天井	5	0	0	0	0	0	0	
建具	15	2.8	0	3	3.5	0	4	
設備	10	4	0	4	5	0	5	
計		22		27				15%

判定 27

10%未満 □ 準半壊に至らない(一部損壊)
 10%以上 □ 準半壊
 20%以上 □ 半壊
 30%以上 □ 中規模半壊
 40%以上 □ 大規模半壊
 50%以上 □ 全壊

【損害割合算出表】

(注) d・g列は、四捨五入した値を記入する。
 h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別損害割合	階別重み付け		重み付き損害割合	h (傾斜が2cm以上) 傾斜を考慮した損害割合 a>i→d a<=i→g
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B**	C**	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+D×a→)	
10 外壁	10	0.7	0	1	0.875	0	1	
11 内壁	10	7	0	7	8.75	0	9	
12 床(階敷)	10	3.5	0	4	4.375	0	4	
7 基礎	10	「7.基礎」の損害割合		2				
13 柱(又は耐力壁)	15	1.4	0	1	1.75	0	2	
14 屋根	15	0	0	0	0	0	0	
15 天井	5	0	0	0	0	0	0	
16 建具	15	2.8	0	3	3.5	0	4	
17 設備	10	4	0	4	5	0	5	
計		22		27				15%

判定 27

10%未満 □ 準半壊に至らない(一部損壊)
 10%以上 □ 準半壊
 20%以上 □ 半壊
 30%以上 □ 中規模半壊
 40%以上 □ 大規模半壊
 50%以上 □ 全壊

①各項目の基礎点数(b)を四捨五入した数値(d)と、②各項目の基礎点数(b)に主要階は1.25(その他階は0.5)を掛け、四捨五入した数値(g)の③全項目の合計の大きい方が、最終的な住宅の判定値となる(その他階にも損害がある場合は表の指示に従って計算していく)

例) この事例の床が100%程度Ⅲ(上記の計算では27点のうち床4点) → 100%程度Ⅳに上がると、基礎点数は 8×0.7 = 5.6

①四捨五入して6 合計は 24
 ②5.6×1.25=7
 四捨五入して7 合計は 30

床(階敷)	面積率	~10%	~20%	~40%	~80%	~90%	~100%	計
無被害	0	0	0	0	0	0	0	5
程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	1	
程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	3	計×(1)
程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	5	8
程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	8	35
程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	10	

③上記①と②の合計が大きいほうで30点=中規模半壊に。